

## 第3章 施策の大綱

### 基本目標 1 市民と行政の連携

地方分権が進展する中で、地域のことはできるだけ地域が自主的に決め、自主的に運営できるようになることが望まれる。これからのまちづくりは、以前にも増して、市民の積極的な参加のもとに、市民と行政が二人三脚で進めることが重要になる。そのため、市民がまちづくりに参加する意識を醸成するとともに、市民との協働作業を通じたまちづくりを継続して推進する。

このような市民と行政の連携には、個人がまちづくりに参加するだけでなく、性別や国籍を問わず大人から子どもまで含めた地域での取組が重要であり、その充実に向けて、基盤となるコミュニティの醸成を推進する。そして、一人ひとりが互いの人権を尊重する明るい社会を実現するための人権教育や男女共同参画社会の実現に向けた取組を充実する。

また、市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民がまちづくりに関わる情報を十分に理解できるよう、個人情報保護に配慮しつつ、行政の説明責任を果たすため、情報公開、広報・広聴活動、審議会の公開などを推進する。さらに、今日の社会に不可欠な情報通信技術（ICT）を活用し、情報管理、情報教育の充実など情報の収集発信力を高めることによって、市民参加によるまちづくりを促進する。

### 基本目標 2 保健・福祉・医療の充実

本格的な少子・高齢社会の到来、要援護者やその家族を取り巻く環境の変化、障害者自身の意識の高まりなど、社会情勢の著しい変化に伴い、福祉サービスに対するニーズはさらに複雑化、多様化し、かつ増大している。

本市では、誰もが安心して暮らすことのできる仕組み（セーフティネット）を構築するため、地域の市民と行政が役割分担を行いつつ、関係機関の横断的な連携強化を進め、保健・福祉・医療に係る施策の充実を図っていく。

具体的には、まず、高齢者福祉については、自立し、精神的・社会的に充実した生活を送り、満足感の得られる「心豊かな」高齢期を過ごしていくため、世代間交流や地域活動を中心とした生きがいづくりと日常からの健康づくりに努めるとともに、予防を含めた介護サービスの充実を図る。

障害者福祉については、障害の種類を問わない様々なサービスを提供し、自立した地域生活が送れるようサポートするとともに、障害者の社会参加を困難にしているあらゆる障壁を取り除き、参加の機会を保証するバリアフリーの視点から、各種施策の充実を図っていく。

---

児童福祉については、子育てに関する情報提供の充実や保育サービスの多様化を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、ひとり親家庭への自立支援や学校・地域と協力した子どもが健やかに成長する環境づくりを推進する。

次に、保健分野については、市民の健康増進と疾病・感染症予防の強化を推進するとともに、健康づくりの3本柱である運動、栄養、休養を進めていくための自主サークルや地域リーダーの育成に努める。

医療分野については、医療情報・知識の提供、在宅医療の充実など保健医療体制の充実に努めていく。また、救急医療体制として、一次、二次体制の充実を図る。

### **基本目標 3 教育・文化の充実**

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが個性豊かで、創造性に富み、自主自律の精神と情操豊かな心を持った人として成長するよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携し、一体となって教育環境の向上を図る。

学校においては、生涯にわたる人間形成の基礎づくりとして、地域に学び地域で育つ教育環境を構築し、次世代を担う「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を備えた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。そのため、教育環境整備事業の推進を図るとともに、健康で安全な学習の場を確保し、不易と流行を踏まえつつ、多様な教育機会を提供する。また、地域・学校との双方向の教育財産の共有化により、地域で子どもを育てる体制を強固なものにしていく。さらに、各学校の実態と教育評価の累積を踏まえたうえで、豊かな体験活動や多様な学習機会の設定、食の教育の充実、心身ともに健康で安全な生活を送るための能力や態度の育成等家庭や地域の願いや思いに対応した教育活動を展開する。その推進役となる教職員については、各種研修を通して資質の向上を図り、幼児・児童・生徒や家庭・地域の信頼に応える学校づくりを推進する。

生涯学習においては、誰もが生涯にわたって学び続けることができるよう、市民の自主的な学習活動への支援とともに、社会教育・文化・スポーツ・レクリエーションの各分野にわたって活動の場となる施設整備と参加機会の拡充を図る。また、スポーツを中心としたコミュニティ活動も活発なことから、生涯スポーツの振興による体力の保持・増進と能力の向上を図る。多様化する学習要望に対応する社会教育の体系化と充実、個性あふれる郷土文化の創造の基礎となる芸術・文化の振興、スポーツ・レクリエーションその他の指導者の育成等、学習活動を支援する市民人材の育成と活用、次代を担う子どもたちが健やかに育っていくための青少年活動を充実する。

## 基本目標 4 生活環境の整備

市民が安心して気持ちよく暮らせるまちづくりを進めるために、安全性を高めるとともに、生活の快適環境を高める。

安全性の高いまちづくりに向けて、市民や関係機関と連携を図り、交通安全意識の高揚や交通安全施設等の整備を進めるとともに、住民の自主防犯組織による防犯対策、地震等の自然災害に対する防災対策を推進し、地域ぐるみによる取組を充実させる。また、いざという時に迅速な対応ができるよう、国民保護法への対応をはじめとする危機管理の仕組みを強化する。

河川・水路の水質保全や公衆衛生の保持など、居住環境の快適性の向上と環境保全に大きく影響する汚水処理対策については、公共下水道の整備を進め、整備区域内の加入促進を図るとともに、下水道区域外については合併処理浄化槽の普及を推進する。また、浸水被害を防止する雨水対策を推進する。上水道については水道施設の整備・充実とともに、災害や濁水時の水の確保等の対応を図る。

廃棄物（ごみ）処理対策については、市民、事業者や企業と連携してごみの分別を引き続き推進し、減量化を図るとともにリサイクルを推進する。また、ごみ処理施設の充実を図る。

自然環境については、利根川、江戸川、利根運河、座生川等の親水空間や緑地を大切な資源として維持・保全に努めるとともに、植樹や公園整備などによって、豊かな自然環境と快適なコミュニケーションの場を創造していく。また、道路整備等の都市基盤整備にあたっては環境に配慮して取り組む。

景観・都市美化については、歴史的資源、観光資源や自然環境を活用し、また商店街の活性化にも配慮するなど、魅力的なまちづくりを進める。

公害防止対策については、県と連携してダイオキシン類<sup>注1)</sup>対策や公害発生源対策などを進め、健康で快適な生活の維持に努める。

こうした生活環境の整備にあたっては、市民の自主的な参加が重要であり、その取組にあたっての市民の意識醸成を進めるとともに、市民参加の場と仕組みの充実に努める。

注1) ダイオキシン類……………物の燃焼過程等で非意図的に発生する有機塩素系化合物の一種。分解しにくい性質を持ち、生物の体内等に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などが懸念されている。

## 基本目標 5 産業の振興

国際化や規制緩和が進む時代潮流に対応し、それぞれの産業の役割を見直しながら、本市の活力と雇用の場を担う産業を振興する。そのため、産業間の連携の促進や事業者や企業の交流機会の提供など、新たな取組に対する支援を行う。

商業については、中心市街地の活性化と魅力ある商店街の形成に十分留意しつつ、都市基盤整備とあわせてまちづくりを推進するとともに、観光との連携も視野に入れた積極的振興を図る。さらに、事業者や企業の意識の高揚を図るとともに、消費者ニーズに対応した各商店や商店会による新規事業やサービス提供への支援を行う。

観光については、市民自らの取組による観光資源の発掘、一体的な活用を推進するとともに、利用者の立場に立ったPRを推進する。さらに、自然・歴史・文化を活かした観光資源の整備とイベント開催による内外にわたる交流の活性化を図る。

工業については、経済のソフト化・サービス化<sup>注1)</sup>などに対応し、今後の成長が見込まれるサービス業や研究機関をはじめとする知的職種の成長・増大などを視野に入れ、工業団地への産業立地を促進するとともに、既存の中小企業との連携や異業種交流の活性化への支援、地域に根ざして職住近接などを実現する事業者・企業の再配置を推進する。

農業については、農地保全、地力増進、後継者確保、環境保全等の観点から、農業経営を支援するシステムの強化を進めるとともに、消費者に愛されるブランドづくりを進めるなど、経営の安定化に努める。農地については、単に農産物の生産の場としてだけでなく、環境緑地としての役割も明確にしつつ、市民の余暇の場としての利用を推進する。さらには、家畜ふん尿などの適切なリサイクルや環境対策を含め、畜産農家の経営の近代化を推進する。

勤労者対策については、高齢者や障害者、さらにはニート、フリーター<sup>注2)</sup>が問題となっている若年者の雇用機会を充実させる。そのため、事業主をはじめとして、高齢者・障害者・若年者の雇用機会の創出に向けた市民の理解を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら高齢者・障害者・若年者が働きやすい就業環境の形成に努める。また、働く人の技術や能力の向上のために、社会人教育の環境を充実する。

消費者対策については、近年増加している高齢者を狙った詐欺事件などの被害の未然防止・再発防止を図るため、情報提供や講演会などによる正しい知識の普及や相談機能の充実を図る。

注1) 経済のソフト化・サービス化………主要な生産活動の形態が、モノづくりから、知識・役務等のサービス提供に移行すること。

注2) ニート、フリーター………ニートとは、15～34歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練などを行っていない者のこと。  
フリーターとは、15歳～概ね34歳までの若年者の中で、アルバイトやパートタイマーなどの就業形態で働き、生計を立てている者のこと。

---

## 基本目標 6 都市基盤の整備

本市の活力の創出に向けては、広域的な交通基盤の整備を通じて、都市の発展の可能性を高めるとともに、それらを活かした魅力あふれる市街地整備を進める。また、首都圏の動向を踏まえて、公共交通の整備、計画的な道路整備をあわせて推進する。

交通基盤、都市基盤の整備にあたっては、単なる基盤整備にとどまらず、それらを利用する市民の生活環境の向上に配慮したまちづくりを行っていく。具体的には、連続立体交差事業の推進等により渋滞解消等の利便性の向上に資すること、積極的に自然環境への影響を少なくすること、市民の日常生活の重要な移動手段であるコミュニティバスのさらなる利便性の向上を図ること、高齢者や障害者をはじめとして誰にとっても使いやすい配慮と安全性の向上を図ること、本市の良さを活かしたまちの「顔」となるようなイメージをつくること、商店街の活性化や観光の一役を担うにぎわいを創出すること、自転車を活用し本市の個性を生み出すこと、住居の表示の整備を行うことなどがあげられる。

また、本市と沿線地域の発展可能性を飛躍的に高める東京直結鉄道の整備を、関係機関と連携して積極的に進める。

図 施策体系

